

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況（平成 29 年 10 月～12 月）

平成 29 年 10 月～12 月の審問期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
10 月 2 日	川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定 申請事件第 2 回審問期日	東 京
10 月 19 日	佐倉市における騒音・振動による健康被害原因裁定 申請事件第 2 回審問期日	東 京
11 月 20 日	大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定 申請事件第 4 回審問期日	東 京
12 月 8 日	川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定 申請事件第 3 回審問期日	東 京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成29年10月～12月）

受付事件の概要

栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件

（平成 29 年（ゲ）第 5 号事件）平成 29 年 10 月 31 日受付

本件は、申請人が経営する錦鯉養鯉場において飼育していた錦鯉が大量死したのは、同養鯉場が取水をしている端ヶ谷川の上流 120m の地点において、被申請人が事前に申請人に周知することなく林道及びその周辺の工事を実施し、そこで使用した土質改良材の中和が不十分で強アルカリ性の水を発生させたためである、との原因裁定を求めるものです。

和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

（平成 29 年（ゲ）第 6 号事件）平成 29 年 12 月 4 日受付

本件は、和歌山地方裁判所御坊支部から、同裁判所に係属している「和歌山地方裁判所御坊支部平成 27 年（ワ）第 8 号損害賠償請求事件」について、原因裁定の嘱託があった事件です。

兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件

(平成 29 年 (セ) 第 8 号事件) 平成 29 年 12 月 11 日受付

本件は、申請人が、被申請人の実施した申請人宅西側におけるほ場整備工事により、申請人宅の柱が傾き、タイルや壁にひび割れ等の被害が生じ、倒壊する可能性が高い状態となったこと等から、申請人宅と同程度の住宅を確保するため、被申請人に対して、損害賠償金 7,447 万円の支払を求めるものです。

東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件

(平成 29 年 (セ) 第 9 号事件) 平成 29 年 12 月 12 日受付

本件は、申請人が、被申請人工場から発生する揮発性有機化合物や重金属を含むガス及び粉じん、悪臭に起因して化学物質過敏症を発症するなど、健康に不調を来すようになり、また、購入した住宅が臭気により居住不能となったことから、財産的損害及び精神的・肉体的苦痛に対する賠償として、被申請人に対し、損害賠償金 1,600 万円の支払を求めるものです。

府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件

(平成29年 (セ) 第10号事件) 平成29年12月28日受付

本件は、申請人が、申請人宅に隣接して建設されたアパートの換気扇及び室外機から発生する騒音により、身体的・精神的苦痛等の被害を被っているとして、アパートの所有者及び不動産管理会社に対し、連帯して、損害賠償金合計3,300万円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件 (平成29年 (リ) 第 1 号事件)

1 事件の概要

横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害職権調停事件は、神奈川県横浜市の住民1人から、隣人を相手方(被申請人)として、申請人に生じた頭痛、不眠、胸の圧迫感、吐き気及び血圧上昇は、被申請人が太陽光発電機付きヒートポンプ給湯器を使用し、振動及び騒音(低周波音)を発生させたことによるものであるとの原因裁定を求めた事件について、職権で調停に付し(平成29年(調)第2号事件)、平成29年3月28日、調停が成立した事件です。

平成29年6月6日、前記調停事件の被申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、事務局による現地調査の実施、申出人及び被申出人から事情を確認するなど、手続を進めた結果、平成 29 年 10 月 3 日、被申出人に対し、公害紛争処理法第 43 条の 2 第 1 項前段に基づき、勧告を求める申出のあった平成 29 年（調）第 2 号事件の調停事項の義務の履行を勧告し、事件は終了しました。

佐倉市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（平成 28 年（ゲ）第 4 号事件）

1 事件の概要

平成 28 年 12 月 9 日、千葉県佐倉市の住民 3 人から、隣人 2 人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じた不眠、頭痛、耳鳴りの健康被害は、被申請人らが被申請人ら宅に設置した家庭用ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、24 時間換気システム又は空調室外機が発する運転音及び振動によるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2 回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成 29 年 12 月 5 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定申請事件

（平成 29 年（セ）第 4 号事件・平成 29 年（調）第 4 号事件）

1 事件の概要

平成 29 年 3 月 13 日、神奈川県川崎市の住民 2 人から、隣接する学校法人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、幼稚園から発せられる人声、楽器、機械音の騒音により、平穏で落ち着いた生活が妨げられ、窓を開けられない生活を強いられるなど、長年にわたり精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 451 万円等の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第 42 条の 12 第 3 項の規定に基づき、神奈川県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、3 回の審問期日を開催するとともに、幼稚園施設の防音設備及び幼稚園から発せられる騒音と精神的苦痛についての因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、

事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成 29 年 12 月 8 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（公調委平成 29 年（調）第 4 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第 1 回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。